

自治会町内会 会長各位

横浜市健康福祉局
健康安全課ワクチン接種調整等担当課長

新型コロナワクチンの接種にかかる在宅高齢者等への支援の ご依頼について（令和 3 年 7 月以降）

平素から本市の福祉・保健行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの接種については国の示す接種順位等に基づいて進めているところですが、支援を必要とする在宅の高齢者等には必要な情報が届きにくい傾向があります。

これまでも地域ケアプラザや居宅介護等の事業所などを通じて、ワクチン接種に関する各種情報等の周知のほか、訪問による接種に向けた支援等についてご依頼をしてきました。

今後、ワクチンの市民接種が進む中、より地域で身近な存在となる自治会町内会の皆様にもご相談のお声が寄せられることが考えられます。

つきましては、日頃の「見守り」や「声掛け」などを通じて、ワクチンの接種に関してお困りの方がいらっしゃった際には、適宜お力添えくださいますようお願いいたします。

ご協力をお願いしたい事項

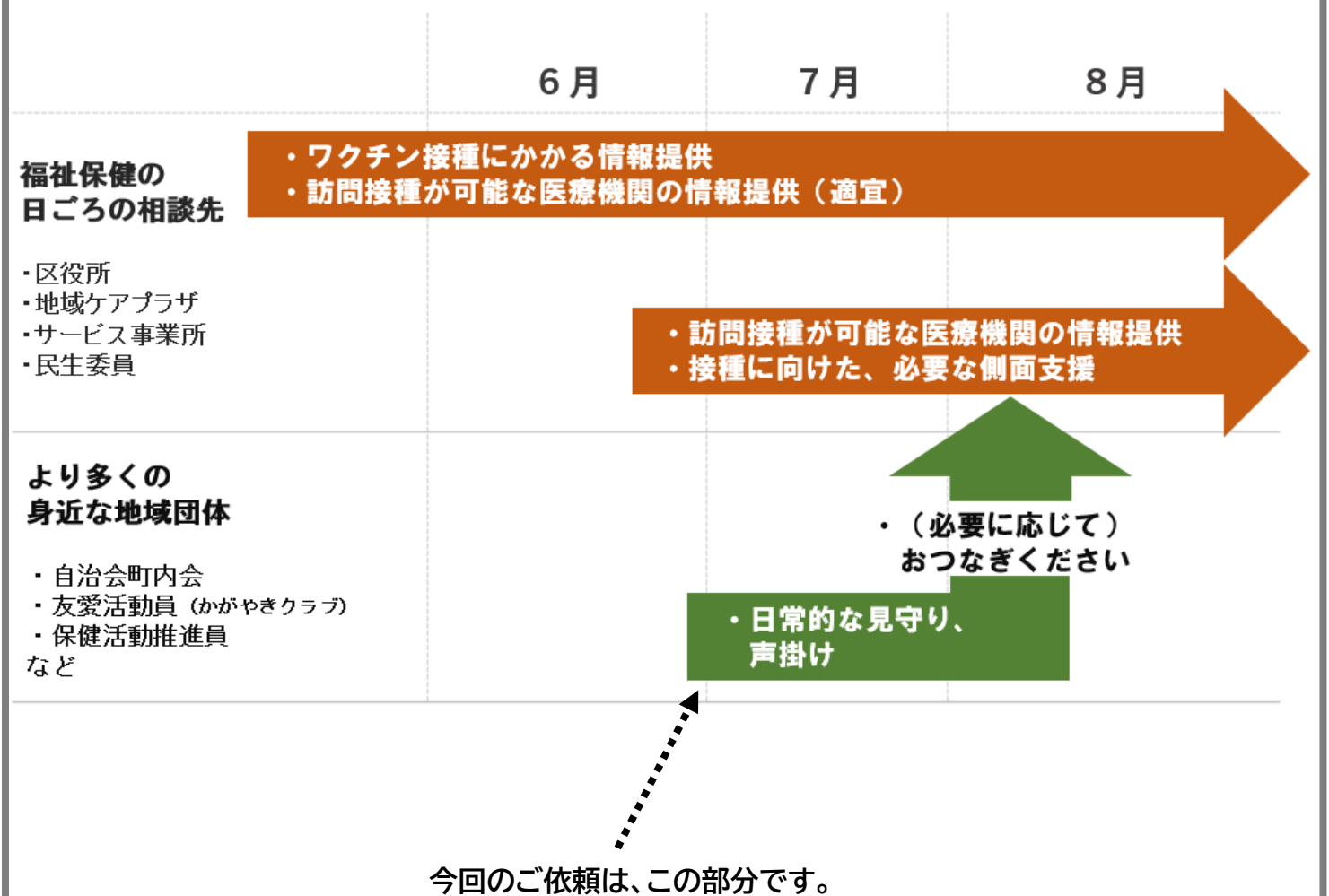
日頃の見守り活動の中で ワクチン接種をご希望される方のうち、(*)支援を必要とする在宅の高齢者等 がお困りの際には、区高齢・障害支援課や地域ケアプラザ等、その方が日常的にご相談されている先へおつなぎいただく などのご協力をお願いいたします。

なお、それらのご相談が寄せられる区役所や地域ケアプラザ等に対しては、ご自宅への訪問接種が可能な医療機関の情報提供など、必要な範囲における支援を行っていただくよう、本件に併せてご依頼しています。

(*) 支援を必要とする在宅高齢者等の一例

- ・ 要介護状態や自宅療養中の 65 歳以上の方
- ・ 介護サービスを利用していないが、介助なしでは外出困難な一人暮らし高齢者の方や高齢夫婦のみ世帯 など

【参考】在宅高齢者へのワクチン訪問接種にかかる支援イメージ



【担当】健康安全課ワクチン接種調整等担当 鈴木・中山
 TEL：671-4036 E-mail：kf-ssv@city.yokohama.jp

「令和 3 年度 横浜市総合防災訓練」の実施について

横浜市総合防災訓練は、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）合同防災訓練の中の訓練として毎年実施しています。

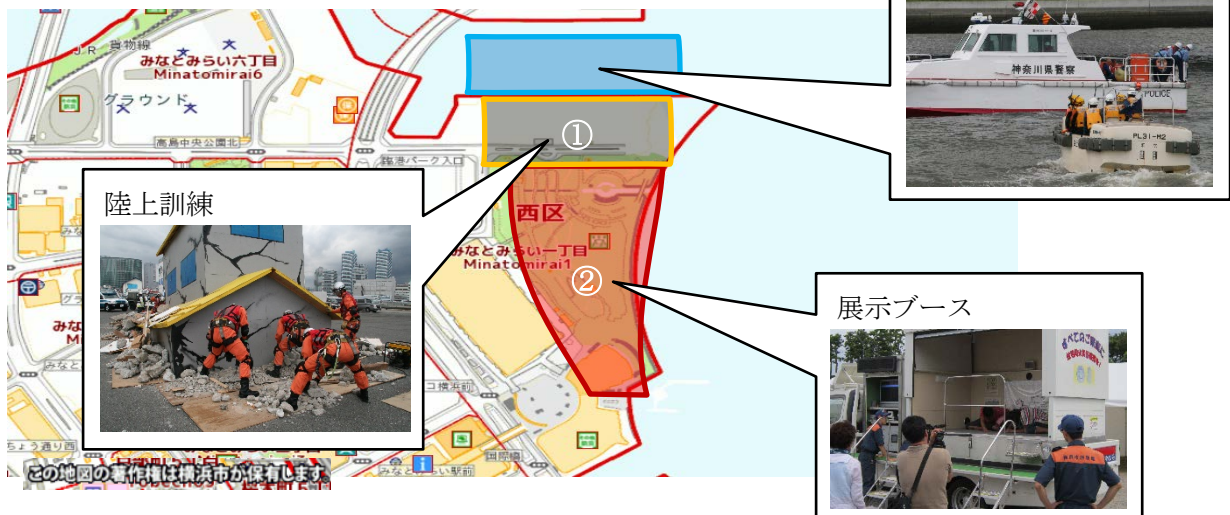
今年度は本市が幹事都県市となったため、九都県市合同防災訓練の中央会場として、西区みなとみらいの耐震バースを中心に、内閣府（政府調査団）による視察を含む、大規模な訓練を予定しています。

1 実施日時

- (1) 実動訓練会場 令和 3 年 11 月 7 日（日） 午前 10 時 00 分から正午まで
- (2) 啓発・展示会場 令和 3 年 11 月 7 日（日） 午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

2 会場

- (1) 実動訓練会場 耐震バース①（西区みなとみらい 1-1）
- (2) 啓発・展示会場 臨港パーク②（西区みなとみらい 1-1）



3 訓練内容（予定）

- (1) 実動訓練会場
住民訓練（避難、初期消火等）、道路啓開、ライフライン復旧、救出救助、医療救護、火災防御
- (2) 啓発・展示会場
減災対策を目的とした展示ブースの設置、緊急車両等の展示、水消火器による初期消火訓練、起震車による地震体験

4 一般見学者について

実動訓練会場は、一般見学者席を設け、市民の皆様にも訓練を見学していただけますが、コロナ感染対策として、一般見学者は次のとおり事前募集します。

※ 展示ブースは自由に見学できます。

(1) 一般見学者入場数（予定）

市民など約 1,000 人

(2) 一般見学者の募集

インターネットを活用して募集を行い、抽選により見学者を決定します。

（応募期間 令和3年9月1日～9月30日の予定）

【問合せ先】

総務局危機管理室緊急対策課

担当：吉川・日比谷・矢内

TEL：045-671-2064

FAX：045-641-1677

災害と向き合い

生き抜く ために

令和
3年

横浜市総合

防災訓練

11.7

日

訓練会場 (横浜市西区みなとみらい1-1)

実動訓練
会場

耐震バース
10時～12時

啓発・展示
会場

臨港パーク
10時～15時

※詳しくはホームページをご覧ください。

主催:横浜市 お問合せ:横浜市総務局危機管理室緊急対策課 045-671-2064

総合防災訓練 横浜市

検索



横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の施行について

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、本市では「横浜市空家等対策計画」（平成28年2月策定、平成31年2月改定）に基づき「空家化の予防」、「空家の流通・活用促進」、「管理不全な空家の防止・解消」、「空家の跡地活用」を取組の柱として、総合的な空家等対策を推進しています。

適切な管理が行われていない空家は、建物の老朽化をはじめ、樹木繁茂や衛生害虫、火災、防犯、ごみなどの多岐に渡る課題により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには、倒壊などによる生命や身体への危険を生じさせる恐れがあります。

そこで、空家等の適切な管理を義務化するなど空家等の所有者の責務を明確にし、特定空家等に起因する危険への対応として標識設置や所有者がいない場合などにおける応急的危険回避措置を講じることができるようにするため、「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」を令和3年3月5日に制定しました。

この度、令和3年8月1日から本条例を施行しますので、お知らせします。

【スケジュール（予定）】

令和3年8月1日 条例の施行

【添付資料】

リーフレット

（条例について）

担 当：建築局建築指導課 大橋、加藤（航）、加藤（祐）

電 話：671-4539

F A X：681-2434

E-mail: kc-anzen@city.yokohama.jp

（総合的な空家等対策の推進について）

担 当：建築局住宅政策課 田中、小澤

電 話：671-4121

F A X：641-2756

E-mail: kc-akiya@city.yokohama.jp

空家等の適切な管理が義務となります！

令和3年8月1日から
「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」
が施行されます！



空家等の所有者の皆様へ

空家等を適切に管理してください。

- ※空家等には樹木なども含まれますので、建物と併せて樹木なども適切に管理してください。
- ※所有者には管理者や相続人も含まれます。空家等を相続した場合には、遠縁であっても空家等を適切に管理する責任があります。

土地所有者の皆様へ 〔貸している土地の上に空家がある場合〕

空家等が周辺へ悪影響を及ぼさないよう、建物所有者へ改善に向けた働きかけをお願いします。

地域住民の皆様へ

空家等の所有者に関する市への情報提供や所有者への連絡などを依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

■ 空家等の所有者の皆様向けの支援制度

1 空家の総合案内窓口

電話又は窓口で簡単なアドバイスを無料で行います。
場所：そごう横浜店9階 住まいのイン ☎：045-451-7762

2 空家活用のマッチング制度

空家等の所有者と、地域活動拠点を探してる団体等との対話の場の設定を無料で行う制度です。

3 空家活用の専門相談員派遣事業

市と空家等対策の協定を締結した専門家団体等と連携し、相談員を無料で派遣し、空家の賃貸借契約や改修等の支援を行います。

4 空家の改修等補助金

「地域活性化に貢献する施設」や「子育てしやすい良質な住まい」へ改修する費用を補助します。

1～4の詳しい内容は [横浜市 空家対策](#) [検索](#)

5 住宅除却補助制度

倒壊等のおそれのある空家や、耐震性が低いと判定された木造住宅などの除却工事費を補助します。
担当：建築局建築防災課 ☎：045-671-2943

6 建築物不燃化推進事業補助

特定の地域において、老朽建築物の除却費や耐火性の高い建築物の新築工事費の一部を補助します。
担当：都市整備局防災まちづくり推進課 ☎：045-671-3595

近隣の空家等でお困りの方は、相談内容に応じて、**空家等がある区**の担当部署にご相談ください。〔かつこ内はとりまとめ局〕



建物

区政推進課
(建築局建築指導課)



火災

消防署
(消防局予防課)



防犯

地域振興課
(市民局地域防犯支援課)



ごみ

地域振興課
(資源循環局街の美化推進課)



衛生害虫等

生活衛生課
(健康福祉局生活衛生課)



道路側への樹木の繁茂

土木事務所
(道路局管理課)



隣地側への樹木の繁茂

区政推進課
(建築局建築指導課)

適切な管理が行われていない空家等の改善に向けた流れ（略図）

空家等の所有者による適切な管理の義務

近隣住民からの相談受付（各区）

現場調査・所有者調査

管理不全が原因で周囲に著しい悪影響を及ぼす
おそれのある空家等（「特定空家等」という）に該当

特定空家等に認定（とりまとめ局）

所有者が**いる**

認定通知

助言・指導

勧告 ※1

標識設置

命令・標識設置

代執行

自主的な改善

所有者が**いない**

財産管理人制度
の活用検討

経過観察による
状況の把握

状況に応じて

標識設置

危険回避措置 ※2

略式代執行

特定空家等以外

いる

任意
指導

状況に
応じて

再調査・
再指導

凡例

条例に
基づく
規定

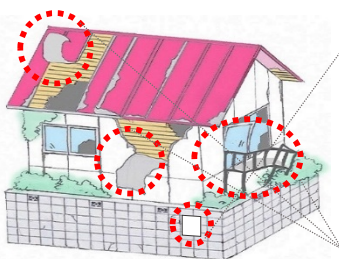
自主的
な改善

改 善

※1 地方税法により、空家等対策の推進に関する特別措置法（「空家法」という）の勧告を受けた土地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除かれます。

※2 所有者がいる場合には、真にやむを得ない事情がある場合（所有者が重い病気で長期入院しており、適切な判断ができず、代わりの方もいないなどで、自主的な改善が見込めないケース）のみ、対象になることがあります。

条例のポイント



空家等の所有者による適切な管理の義務

空家法では努力規定となっている、**所有者による空家等の適切な管理を条例では義務とします。**

標識設置

特定空家等に起因する危険を周知するために、**空家法の規定より早く、勧告の段階で行政が現地に標識を設置**することができます。

危険回避措置

特定空家等の所有者がいない場合などで、外壁の剥離等により生命・身体に重大な危険が迫っているときには、**行政が応急的に危険を回避する最小限の措置**をすることができます。

措置の例： カラーコーンの設置による注意喚起、部材の一部撤去 など

【条例・本リーフレットの内容に関するお問合せ】

横浜市建築局建築指導課建築安全担当

TEL：045-671-4539



HPは
こちら

【総合的な空家対策に関するお問合せ】

横浜市建築局住宅政策課

TEL：045-671-4121

「地域づくり大学校」の修了生の活動事例を ホームページで発信します！

横浜市では、地域活動の担い手を育成する取組として、「地域づくり大学校」（地域大）を NPO 法人等と協働で実施しており、その修了生から地域課題の解決や魅力づくりにつながる様々な取組が生まれています。そこで、地域大修了生の活動事例を 18 区から 1 例ずつまとめて、ホームページで発信します。

修了生が地域大を通して地域で実現したことや、コロナ禍で工夫しながら取り組んだ事例などを紹介しています。これから地域活動を始めたいと考えている方のきっかけづくりや、既に地域で活動されている方の活動継続のヒントとなるよう作成していますので、ぜひご活用ください。

◆「地域づくり大学校」とは

「地域づくり大学校」は、これから地域で活動したいと考えている市民の方や、自治会・各種委嘱委員など地域で既に活動されている方が、活動事例の見学やグループワークを通じて、地域の課題解決の手法やまちの魅力づくりを学び合う講座です。

（これまで、2,497 人の市民の方に参加いただきました。（H26～R2））

※「地域づくり大学校」の名称は区ごとに愛称を設定しているため、実際の講座名は区によって異なります。

◆「地域づくり大学校」～修了生の活動事例～

1 掲載している事例

認知症カフェ・こども食堂などの『交流・居場所』、『地域のボランティア組織』の立ち上げ、地域のいこいの場を目指す『環境活動』、情報誌やホームページ・SNS 等による『情報発信』、『多世代交流』ができるイベントの企画 など

2 ホームページ

事例の内容は、以下のページからご覧いただけます。

市民局地域活動推進課

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jirei/chiikidai.html>

〔*各区の「地域づくり大学校」の詳細は、各区役所のホームページから
ご覧いただけます。（上記ページ内にリンク先を掲載しています）〕

地域活動に取り組む際の
ヒントとして、ぜひ、
ご活用ください！



掲載事例の一例

旭区の「中堀川いこいの場づくり」
（令和3年、第28回横浜環境活動賞を受賞）
※写真は、中堀川プロムナード沿いのフェンスに地元小学校児童絵画の掲示作業を会員皆で実施している様子。

お問合せ先

市民局地域活動推進課長 小河内 協子 電話 045-671-2298

事例 1

交流・居場所

～ 参加者と担い手が共に楽しめる場所に～

【鶴見区事例】「下町茶房」(平成 30 年 4 月開設)

団体紹介

- ・団体名：下町茶房
- ・活動者の受講年度：平成 29 年度（第 2 期生）
- ・メンバー数：5 人
- ・活動実績：令和元年度は、月 1 回開催、約 7 人が参加など
- ・活用制度：特定非営利活動法人あしほ からの支援金

ヨコハマいきいきポイント（介護支援ボランティアポイント事業）



活動内容

代表の荻島さんが、「認知症の人とその家族の居場所を作りたい」との思いから、平成 29 年度鶴見区地域づくり大学校（当時：鶴見・おもしろゼミナール）を受講されました。講座では、地域で実現したいプランを話し合うために 3 つのグループが結成され、荻島さんが参加したグループは「サロンづくり」を目指しました。「サロン」と、ひと口に言ってもいろいろなテーマや運営の方法があることを知り、認知症になっても暮らしやすい地域になってほしいという思いをさらに強く持ち、認知症の人やそのご家族が気軽に集える場づくりを学び、企画しました。

講座終了後、より具体的な検討を始めました。場所探しに一番苦労しましたが、潮田地域ケアプラザの協力もあり、平成 30 年 4 月にサロンをスタート。潮田地域ケアプラザ前のふれあいサロン・ポートで「認知症カフェ」を月 1 回で開催しています。『参加者と担い手が共に楽しめる場所に！』をコンセプトに、毎回平均 7 人くらいの方が参加し、荻島さんの手作りのお菓子とおしゃべりを楽しんでいます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い施設が使えず、令和 2 年度はほとんど活動ができませんでしたが、参加されていた方たちから「早く再開して」との声もあり、いつでも再開出来るように準備を進めているそうです。

自治会・町内会長 各位

市民局オリンピック・パラリンピック推進課
担当課長

**東京 2020 オリンピック・パラリンピック
「横浜版ウェルカムガイドブック」の発行について（周知）**

盛夏の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から市民スポーツの振興にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 3 年 7 月 23 日（金）に東京 2020 オリンピックが開会し、横浜では野球・ソフトボール、サッカー競技が開催されます。

横浜市では、横浜ゆかりの日本代表選手や市内の開催競技、事前キャンプ・ホストタウン情報などを掲載した「横浜版ウェルカムガイドブック」を発行いたします。7 月下旬から各区役所の窓口での配布、特設ウェブサイトへの掲載を行いますので、ご自宅での観戦等にぜひご活用いただきたく、ご案内いただけますと幸いです。

なお、本ガイドブックにつきましては、各自治会町内会に 1 部ずつご参考までに送付いたしますので、どうぞご活用ください。

1 東京2020オリンピック・パラリンピック概要

（1）日程：オリンピック期間 令和 3 年 7 月 23 日（金）～ 8 月 8 日（日）

パラリンピック期間 令和 3 年 8 月 24 日（火）～ 9 月 5 日（日）

（2）横浜での開催競技：野球・ソフトボール（横浜スタジアム）

サッカー（横浜国際総合競技場）

2 送付物

横浜版ウェルカムガイドブック（A4サイズ・20ページ） 1 部

※通常の配送ルートまたは各自治会町内会長様宛に郵送にて個別にお送りします。

市民の皆様をはじめとした大会に関係する全ての皆様にとって、安全で安心な大会となるように取り組んでまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

担当：市民局オリンピック・パラリンピック推進課

園原・三好

電話：671-3690 FAX：664-1588

令和3年度 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

- 1 令和3年9月21日(火)～9月30日(木)の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(木)

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
高齢者 模範を示そう 交通マナー

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 早朝、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶
- 6 二輪車の交通事故防止



◇◇◇令和3年(1月～5月) 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

令和3年 1～5月	件数		死者数			負傷者数	
	前年比	増減率	前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	3,165	+416 +15.1%	10	-14 -58.3%		3,604	+448 +14.2%
神奈川県	8,769	+1,061 +13.8%	45	-16 -26.2%		10,105	+1,116 +12.4%

■高齢者の人身交通事故

令和3年 1～5月	件数		死者数			負傷者数	
	前年比	増減率	前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	1,026	+128 +14.3%	6	-4 -40%		545	+89 +19.5%

■酒気帯び運転中の人身交通事故

令和3年 1～5月	件数		死者数			負傷者数	
	前年比	増減率	前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	14	+2 +16.7%	0	±0 ±0%		18	+4 +28.6%

■二輪車乗車中の人身交通事故

令和3年 1～5月	件数		死者数			負傷者数	
	前年比	増減率	前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	1,030	+132 +14.7%	1	-7 -87.5%		932	+129 +16.1%

■自転車乗車中の人身交通事故

令和3年 1～5月	件数		死者数			負傷者数	
	前年比	増減率	前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	697	+150 +27.4%	0	±0 ±0%		659	+132 +25.0%

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域等の実態に応じた各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、キャンペーンを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

交通安全に対する国民の意識を高めるため、2008年に国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

9月30日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。

横浜市・区

1. 区ごとに、その地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
2. 特に高齢者に対するの参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 新たに自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置に搭載されたセーフティ・サポートカーSの普及啓発等を図ります。
4. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

1. 交通事故に直結する悪質性・危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
3. 高齢者、子ども、二輪車運転者及び自転車利用者への絞った交通安全教育を積極的に推進します。
4. 広報の働きかけや交通事故分析資料の提供を積極的に推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

家庭・地域

1. 酒類販売業者と協力して、運転して帰る人には、酒類を絶対に提供しないようハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
2. 夕暮れ時の交通事故防止のため前照灯は日没1時間前を目安に点灯するよう確認しましょう。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性和その効果について家族で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
4. 自動車運転中は交差点で二輪車の動向に注意を払い、一時停止・徐行を確実にやりましょう。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を強化します。
2. 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(671)2323

災害時の避難所（場所）等について

1 地震と風水害時の避難所・避難場所について

	地震	風水害
避難先	① 区内の公立小・中学校（地域防災拠点） ② 広域避難場所（大規模火災発生時） ③ 津波避難施設（津波発生時）	① 公共施設（即時避難指示対象区域（崖）※） ② 区内の小・中学校（洪水対策）河川流域 21 校 ③ 協定等で開設する施設
開設基準	市内で震度 5 強以上を観測したとき	① 土砂災害警戒情報が発表されたとき ② 鶴見川・多摩川で洪水が発生したとき （またはその恐れがあるとき） ③ 土砂災害等の発生により災害が発生したとき（またはその恐れがあるとき）
避難の考え方	家屋の倒壊等により、 <u>自宅で生活ができない</u> とき	避難指示等の発令で <u>命の危険を感じたとき</u>
開設運営者	地域防災拠点運営委員会（自治会・町内会） 及び <u>避難者</u>	①（土砂災害警戒情報発表時）区職員 ②（洪水予想時）区職員・学校関係者 <u>※地域のみなさまに運営の協力依頼を行います</u>

※ 「即時避難指示対象区域」

横浜市が「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難指示を一斉に発令する区域です。

平成 26 年台風 18 号の崖崩れで死亡事故が発生したことを受けて、地質の専門家によって行われた崖地の調査結果を基に、横浜市が「即時避難指示対象区域」を選定しました。

鶴見区では、「上末吉 1 丁目の一部」「下末吉 5 丁目の一部」「北寺尾 1 丁目の一部」

「岸谷 3 丁目の一部」「獅子ヶ谷 3 丁目の一部」が指定されています。

2 風水害時の避難場所について（上記表の太枠部分）

(1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき（その恐れがあるとき、または夜間の発表が予想されるとき）

【避難対象者】 即時避難指示対象区域に居住される方

- ・ 避難場所は「末吉地区センター」「寺尾地域ケアプラザ」「岸谷公園集会場」「獅子ヶ谷自治会館」の 4 か所です。
- ・ 避難場所の運営は区役所職員が主に行います。
- ・ 「緊急時情報一斉伝達システム」（※）等を活用し、避難者に避難指示を伝達します。
- ・ 区役所のホームページや Twitter 等でも情報提供を行います。

※ 「緊急時情報一斉伝達システム」

区役所から電話による自動音声により対象者に一斉に情報発信を行うシステムです。自治会町内会長の皆様にご登録頂いていましたが、令和 3 年度から即時避難指示対象区域にお住まいの方々も登録対象とし、発災時により速やかな避難を促すことを目指しています。

(2) 鶴見川・多摩川で洪水が発生したとき(またはその恐れがあるとき) ※台風や大雨特別警報発表時

【避難対象者】 主に洪水浸水想定区域に居住される方で在宅避難等ができない方

- ・台風の接近等で区内に被害が予想されるときは、開設する避難場所を決定し、区役所と施設管理者で避難場所開設の調整を行います。
- ・また、学校を開設するときは地域防災拠点委員長にも連絡いたします。
- ・「緊急時情報一斉伝達システム」等を活用し、自治会町内会長に避難場所等の情報を共有します。
- ・避難場所は、鶴見川流域の小中学校(21校)を優先して開設します。
- ・洪水浸水想定区域外において、協定等を締結している施設やその他の公共施設なども災害の状況に応じて開設します。
- ・風水害時は震災時と異なり、事前の開設準備ができる状況にあることから、避難場所の運営は区職員と学校職員が協力して行いますが、円滑な避難所運営を目指して、自治会町内会関係者や避難者に協力をお願いしています。
- ・区役所のホームページやTwitter等でも情報提供を行います。

(3) 土砂災害等の発生により被害が発生したとき(またはその恐れがあるとき)

【避難対象者】 主に崖崩れ等の被害により在宅避難ができない方

- ・避難場所は、災害が発生した場所の最寄りの小・中学校を優先して開設します。
- ・学校を開設できないときは、自治会館等の利用について自治会町内会長と調整します。
- ・災害情報について、連合町内会長や自治会町内会の会長に連絡を行います。
- ・区役所のホームページやTwitter等でも情報提供を行います。

3 7月2日大雨警報(土砂災害)の対応について

(1) 鶴見区災害対策警戒本部の設置状況

設置日時 令和3年7月2日(金)4時06分 廃止日時 令和3年7月4日(日)22時40分

(2) 配備人員

総配備人員:32名(区役所職員27名・土木事務所5名)

(3) 被害状況(7月4日(日)22時40分現在)

その他の被害 1件(倒木)

(4) 情報提供について

7月3日(土)午前1時16分に横浜市北部に「土砂災害警戒情報」が発表されたため鶴見区内の方に県と市から「緊急速報メール」(※)が配信されました。

即時避難指示対象区域に居住している世帯に区から「緊急時情報一斉伝達システム」を活用して避難場所開設等の情報を提供しました。また「緊急時情報一斉伝達システム」で返答のない世帯に対して、個別に連絡をして避難を促しました。

※「緊急速報メール」 ※今回、みなさんのスマートフォンや携帯電話に届いた案内情報
土砂災害警戒情報が横浜市(北部)に発表されると通信事業者が鶴見区内のスマートフォン・携帯電話に一斉配信するサービスで、「神奈川県から崖崩れの注意喚起」、「横浜市から避難指示に関する緊急速報メール」がポップアップ表示または警告音等による知らせが届きます。